

返 戻 金 制 度

当事業所が求人者に対して紹介した採用決定者が、入社後以下に定める期間内に採用決定者の自己都合により退職、または懲戒解雇（ただし、労働契約法 15・16 条に照らして有効な場合に限る）となり、退職日または懲戒解雇となった日より 1 ヶ月以内に求人者より当事業所に報告があった場合は、手数料表に定める紹介手数料を以下の通り返戻する。

- ・入社後 1 ヶ月以内で退職した場合・・・・・・・・・・紹介手数料の 80%
- ・入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内で退職した場合・・・・・・・・紹介手数料の 50%
- ・入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内で退職した場合・・・・・・・・紹介手数料の 10%
- ・入社後 6 ヶ月超経過の後退職した場合・・・・・・・・返金なし

※それぞれの割合の消費税相当額も同様とする。

ただし、雇用主の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時に口頭又は書面で提示されていた労働契約の内容と著しく異なることに起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他当事業所の免責が相当とされる事由の場合には、返戻しないものとする。

許可番号 42-ユ-300117

事業所の名称及び所在地 KMT株式会社

長崎県諫早市津久葉町 2060 番地 15